

平成29年度 第4回竹島問題を考える講座（平成29年11月19日）

竹島に関する教育の現状



島根県教育庁教育指導課 学力育成スタッフ
指導主事 田村康雄

本日の内容

- 1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠
- 2 近年の国の動き
- 3 竹島に関する学習

1 学校教育で「竹島」を扱う 法的な根拠

教育基本法 平成18年12月公布・施行

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 (第1～4項 略)

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学習指導要領

大綱的な位置づけ

記述の意味や解釈の詳細は...



学習指導要領解説

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について

中学校学習指導要領解説 社会編 地理的分野（抄）

| 改訂後（平成26年1月改訂） | 改訂前 |
|---|--|
| <p>北方領土（歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島）や<u>竹島</u>について，<u>それぞれの位置と範囲を確認させるとともに，我が国の固有の領土であるが，それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため</u>，北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること，<u>竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて的確に扱い</u>，我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p> | <p>北方領土（歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島）については，その位置と範囲を確認させるとともに，北方領土は我が国の固有の領土であるが，現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため，その返還を求めていることなどについて，的確に扱う必要がある。また，<u>我が国と韓国の間</u>に<u>竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ</u>，北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p> |

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

中学校学習指導要領解説 社会編 歴史的分野（抄）

| 改訂後（平成26年1月改訂） | 改訂前 |
|--|---|
| <p>「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、<u>我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。</u></p> | <p>「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。</p> |

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

中学校学習指導要領解説 社会編 公民的分野（抄）

改訂後（平成26年1月改訂）

その際、地理的分野、歴史的
分野における学習の成果を踏
まえ、国家間の問題として、領
土（領海、領空含む）につい
ては我が国においても、固有の
領土である北方領土や竹島に
関し未解決の問題が残されて
いることや、現状に至る経
緯、我が国が正当に主張して
いる立場、我が国が平和的な
手段による解決に向けて努力
していることを理解させる。

改訂前

その際、国家間の問題として
、領土（領海、領空を含む）につ
いては我が国においても未解
決の問題も残されており、平和
的な手段による解決に向けて
努力していること、国際社会に
おいて、国家や国際機構以外
の組織が活動していることを理
解させる。

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

高等学校学習指導要領解説 地理歴史編 地理A 地理B (抄)

| | 改訂後(平成26年1月改訂) | 改訂前 |
|-----|---|---|
| 地理A | <p>我が国が当面する北方領土や<u>竹島の領土問題</u>や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。その際、我が国が当面する領土問題については、北方領土や<u>竹島は我が国の固有の領土であるが</u>、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、<u>竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。</u>なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</p> | <p>北方領土など我が国が当面する領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。なお、北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。</p> |
| 地理B | <p>我が国が当面する領土問題については、北方領土や<u>竹島は我が国の固有の領土であるが</u>、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求め、<u>竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。</u>なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。</p> | <p>北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。</p> |

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

高等学校学習指導要領解説 地理歴史編 日本史A 日本史B（抄）

| | 改訂後(平成26年1月改訂) | 改訂前 |
|------|---|--|
| 日本史A | <p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる。 (略)</p> <p>また、<u>我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</u></p> | <p>明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土が国際的に画定されたことを考察させる。 (略)</p> <p>その後、政府が...</p> |
| 日本史B | <p>...「明治維新以降の我が国の近代化の推進過程」については、...。 (略)</p> <p>さらに、...を与えたかなどについて考えさせる。</p> <p>また、我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるとともに、<u>我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。</u></p> | <p>「明治維新以降の我が国の近代化の推進過程」については、...。 (略)</p> <p>さらに、...を与えたかなどについて考えさせる。</p> |

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

高等学校学習指導要領解説 公民編 現代社会（抄）

改訂後（平成26年1月改訂）

…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

改訂前

…領土問題については、…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。

1 学校教育で「竹島」を扱う法的な根拠

高等学校学習指導要領解説 公民編 政治・経済（抄本）

改訂後（平成26年1月改訂）

…領土問題については，…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際，我が国においては領土問題について，固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや，現状に至る経緯，我が国が正当に主張している立場を踏まえ，我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお，我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については，現状に至る経緯，我が国の正当な立場を踏まえ，尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

改訂前

…領土問題については，…平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。

「竹島の日」条例の制定

平成17(2005)年3月25日公布・施行

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。



2 近年の国の動き

2 近年の国の動き

北方領土、竹島、尖閣諸島の 次期学習指導要領における取扱い

| | | 現行 | 次期学習指導要領 |
|-----|-------|--|---|
| 小学校 | 5年 | なし | 内容の取扱い(1) ・ 竹島 や北方領土, 尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること |
| 中学校 | 地理的分野 | 内容の取扱い(4) ・北方領土が我が国固有の領土であることなど, 我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること | 内容の取扱い(3) ・ 竹島 や北方領土が我が国の固有の領土であることなど, 我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること ・尖閣諸島については我が国の固有の領土であり, 領土問題は存在しないことも扱うこと |
| | 歴史的分野 | なし | 内容の取扱い(4) ・(領土の画定などを取り扱う際)北方領土に触れるとともに, 竹島 , 尖閣諸島の編入についても触れること |
| | 公民的分野 | なし | 内容の取扱い(5) ・我が国が, 固有の領土である 竹島 や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや, 尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること |

次期小学校学習指導要領における領土に関する記述

小学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。



3 内容の取扱い (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

2 近年の国の動き

次期小学校学習指導要領解説における領土に関する記述

小学校学習指導要領解説 第3章 第3節 第5学年の目標及び内容

2 第5学年の内容

(内容の取扱い) (1)のア 「領土の範囲」について指導する際の配慮事項

領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島), 尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。

また、竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること, 北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。

その際、これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。

2 近年の国の動き

次期中学校学習指導要領における領土に関する記述

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容 A 世界と日本の地域構成

(1) 地域構成

ア次のような知識を身に付けること。

(イ) 我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の範囲や変化とその特色などを基に，日本の地域構成を大観し理解すること。



3 内容の (3) 内容のAについては，次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については，次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 「領域の範囲や変化とその特色」については，我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに，竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど，我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際，尖閣諸島については我が国の固有の領土であり，領土問題は存在しないことも扱うこと。

2 近年の国の動き

次期中学校学習指導要領解説における領土に関する記述

中学校学習指導要領解説 第2章 第2節 各分野の目標及び内容

1 地理的分野の目標、内容及び内容の取扱い

(内容の取扱い) (2)内容のA「世界と日本の地域構成」について指導する際の留意事項

竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)について, それぞれの位置と範囲を確認するとともに, 我が国の固有の領土であるが, それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため, 竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること, 北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること, これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについての的確に扱い, 我が国の領土・領域について理解を深めることも必要である。また, 「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり, 領土問題は存在しないことも扱うこと」(内容の取扱い)とあることから, 現に我が国がこれを有効に支配しており, 解決すべき領有権の問題は存在していないこと, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを, その位置や範囲とともに理解することが必要である。

2 近年の国の動き

次期中学校学習指導要領における領土に関する記述

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔歴史的分野〕

2 内容 C 近現代の日本と世界

(1) 近代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

(イ) 明治維新と近代国家の形成

開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化の風潮などを基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。



3 内容の (4)内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)のアの(イ)の「開国とその影響」については、(1)のアの(ア)の欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

2 近年の国の動き

次期中学校学習指導要領解説における領土に関する記述

中学校学習指導要領解説 第2章 第2節 各分野の目標及び内容

2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い

(内容の取扱い) (2)内容のC「近現代の日本と世界」について指導する際の留意事項

「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問や北海道の開拓を扱う。その際、北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島, 尖閣諸島については, 我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ, これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする。

次期中学校学習指導要領における領土に関する記述

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

2 内容 D 私たちと国際社会の諸課題

(1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意，効率と公正，協調，持続可能性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際，領土(領海，領空を含む。)，国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。





中学校新学習指導要領 における領土に関する記述

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

2 内容 D 私たちと国際社会の諸課題

3 内容の (5)内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) アの(ア)の「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることへの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。また、「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げる。

2 近年の国の動き

次期中学校学習指導要領解説における領土に関する記述

中学校学習指導要領解説 第2章 第2節 各分野の目標及び内容

3 公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い

(内容の取扱い) (2)内容のD「私たちと国際社会の諸課題」について指導する際の留意事項

領土(領海, 領空を含む。)については, 地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」, 歴史的分野における「領土の画定」などの学習の成果を踏まえ, 国家間の問題として, 我が国においても, 固有の領土である竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)に関し未解決の問題が残されていること, 領土問題の発生から現在に至る経緯, 及び渡航や漁業, 海洋資源開発などが制限されたり, 船舶の拿捕, 船員の抑留が行われたり, その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること, 我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを, 国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお, 我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については, 現在に至る経緯, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に, 尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。

内閣官房領土・主権対策企画調整室

平成25年2月

尖閣諸島や竹島、北方領土について、日本の立場の正当性を主張するための効果的な情報発信戦略や政府内の調整を担う

内閣官房
領土・主権
対策企画
調整室

尖閣諸島をめぐる
情勢について

北方領土
問題について

政府の
取組について

リンク先

日本語

ENGLISH

한국어

竹島

男島（西島）

女島（東島）

竹島が**日本固有の領土**であることは、歴史的にも国際法上も明らかです。韓国は、一方的に竹島を取り込み、不法占拠しています。戦後一貫して平和国家として歩んできた日本は、この問題の平和的解決を目指します。



(写真提供：桑原史成氏)

竹島

領土・主権をめぐる内外発信に関する 有識者懇談会報告書

平成25年7月2日

領土・主権をめぐる内外発信全般について

6. 領土・主権をめぐる政府の施策の遂行には、国内世論によるサポートが不可欠であり、**教育現場との連携も含め、国内啓発を強化する必要がある。**

竹島問題に関する内外発信について

11. 竹島問題では、日韓関係の大局的観点に留意しつつ、長期にわたって日本の立場を適切に発信していく必要がある。そのためには、**竹島問題に関する国内世論の啓発が極めて重要である。**

領土・主権に関する教員等セミナー

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 平成26年度 | 平成26年10月28日～31日 松江市、隠岐の島町、境港市 |
| 平成27年度 | 平成28年1月28日～31日 松江市、沖縄県石垣市 |
| 平成28年度 | 平成28年10月11日～14日 松江市、隠岐の島町 |
| 平成29年度 | 平成29年10月16日(月)～18日(水) 埼玉県さいたま市 |

3 竹島に関する学習

島根の教育で「竹島」を扱う意義

島根県の重点課題のひとつ

であり

領土に関する問題が発生

している。

今こそ、国民・県民の領土に関する関心を
さらに高めていく必要がある。

竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿

- 竹島が我が国の固有の領土であることを**知っている**
- 竹島問題の解決を図ろうとする**意欲をもっている**
- 竹島問題を解決するための自分なりの**考えをもっている**

子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等

○竹島の概略

○歴史的事実¹に照らして、我が国の固有の領土であること

○国際法²上、我が国の固有の領土であること

○現在、我が国の主権³が侵害⁴されていること

○我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること

指導者に求められること

竹島問題について正しく理解すること

竹島に関する学習の機会を充実させること

領土問題を解決を図ろうとする

子どもたちの意欲を高めること

竹島は本当に日本の領土ですか？



歴史的事実 に照らしても

国際法上 も

明らかに日本固有の領土です。

島根県内における実施状況

島根県内の小・中・高・特別支援学校においては、すべての学校で竹島に関する学習が行われている。(平成21年度以降)



竹島に関する学習の**一層の充実**を図る

「竹島に関する学習」を進めるにあたって

- 日韓の真の友好関係を築くためには、竹島問題の解決が必要であるとの立場に基づく。
- 我が国が主張している、「竹島が歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国の固有の領土である」との立場に基づく。
- 竹島に関する学習を教育課程に適切に位置付けるとともに、学習機会の充実に努める。
- 国、島根県及び島根県教育委員会が発行した資料・教材を積極的に活用すること。

○竹島学習副教材DVDの活用

- ・平成21年度発行・配付（映像資料、学習指導案など）

○竹島学習リーフレットの活用

- ・中学生向け、一般配付も実施
- ・平成24年度 中2・3、平成25年度以降は中2に配付

○ふるさと読本「もっと知りたい しまねの歴史 19」の活用

- ・小・中・特別支援学校へ配付。（高校へは1部）
- ・一般書店で販売中（約600円）。

○領土に関する教育ハンドブックの活用

- ・平成27年3月発行、10月改訂
 - 「概論編」…領土や領土問題に関する基本的な考え方
 - 「事例編」…学年の発達段階に応じた実践、校内研修についての考え方
 - 「資料編(DVD)」…授業や啓発に活用

○「竹島・北方領土問題を考える」 中学生作文コンクール

- ・平成22年度からスタート
- ・今年度が第8回
- ・ここ数年、約1000点の応募

○竹島資料室

- ・平成19年開設
- ・基本的なこと専門的なことも学ぶことができる

「日韓の真の友好関係」 実現のために

- 領土問題の解決 ← 国家間の交渉
現状は日韓双方 政府の責任
に不幸

教育の役割は？

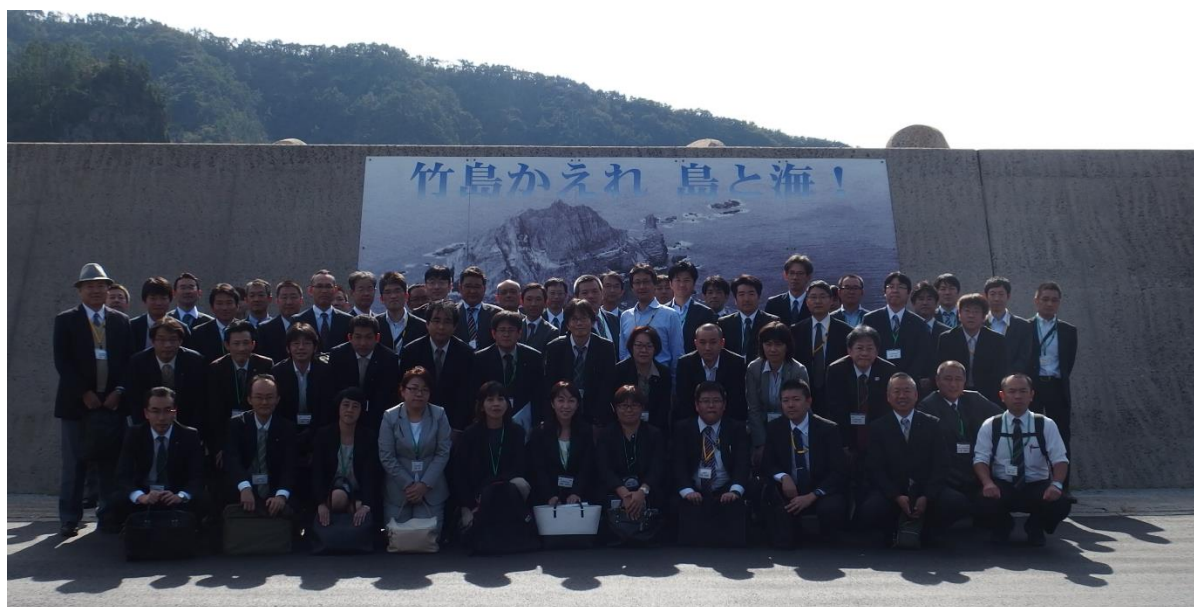
- 国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う（教育基本法第2条5項）

「固有の領土であることを知る」

「解決を図ろうとする意欲をもつ」

「解決するための考えをもつ」

日本の教育で 大切にしなければならない「竹島」



(隠岐の島町 久見漁港)

ご清聴ありがとうございました。